

農村滞在型余暇活動機能整備計画書 (市町村計画)

平成 28 年 6 月
(平成 30 年 3 月 改訂)
(令和 3 年 1 月 改訂)

北広島地区

北 海 道 北 広 島 市

第1 基本的な考え方

北広島市における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地の有効利用を中心課題としつつ、農業の総合的な振興を図る観点から積極的に推進を図ることが重要である。

また、当市は大都市札幌に隣接し、札幌圏域230万人を抱える地域の都市としてグリーンツーリズムの推進により、多くの都市住民を農業、農村に導き、都市と農村の共生、交流を促進する農業の総合的な振興を図る役割を担っている。

このため、地域の美しい自然、伝統文化や多様な農業生産活動を活かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて地域の農業の振興及び農村地域の活性化を積極的に推進するグリーンツーリズムの取り組みを図っていくものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

整備地区は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項により指定された北広島市農業振興地域の全ての区域をその範囲とする。

ただし、地域森林計画の対象とする森林及び森林法第7条の2第1項の森林計画の対象とする国有林を含めないものとする。

○ 整備地区の区域

整備地区の区域	うち都市計画法第7条第3項の規定による市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）
農業振興地域全域	左記の区域と同じ

当整備地区は市の外周部や山間部に位置し、森林、河川、農用地等による多様で豊かな自然形態を有しており、かつ、これらが良好に保全され美しい農村景観が形成されている。

なお、当整備地区は全域が都市計画法第7条第3項に基づき指定された「市街化調整区域」に定められており、市街化を抑制すべき区域であるが、当該市街化調整区域では農業が専門的に営まれており施設の整備による市街化を促進する恐れがないことや、近隣都市住民の農業・農村への理解の促進などに資する役割が大きいことから、当該市街化調整区域における整備計画を定めるものとする。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本地区における土地利用については、工業団地造成等により、市街化区域の拡大に伴い農用地面積は減少してきている。

(平成20年度、単位：ha)

農用地	農業用施設用地	森林・原野	宅地	工場用地	その他	合計
2,000	40	3,496	140	107	3,435	9,218

注) 全域が市街化調整区域である(資料：北広島市農業振興地域整備計画)

イ 農業の現況

- (ア) 当市の農業は、稲作や畑作を中心に米、野菜など多様な品目が生産されている。平成17年度の農業粗生産額は約44億円で、農産物が約13億円、畜産物が約31億円を占めている。
- (イ) 地域の特産品は、だいこん、にんじん、いちご等があり、平成8年に北広島市農業協同組合(現道央農業協同組合)が事業主体となってにんじん加工設備を整備し、にんじんを使ったジュースの生産、販売を行っているほか、地場の菓子店舗等において地元産農産物を使った菓子等が製造・販売されている。
- (ウ) また、当市は鉄道、高速道路を始めとした主要幹線が交差する交通要衝にあり、その立地条件から市街地の住民をはじめ札幌方面を中心とした都市住民の入込客が増加し、「いちご狩り」の体験できる観光農園や農産物直売所を運営する農家が増えつつある。
- (エ) 一方では、農産物価格の低迷等により農業所得が伸び悩んでおり、さらに高齢化や後継者不足等から離農者が増加する傾向にあるため、新たな対応が必要となっている。

農家数(戸)				農用地面積(ha)					主要作物(作付面積、飼養頭羽数)						
専業	一兼	二兼	計	田	畑	牧場	その他	計	水稻	ほいしよ	だいこん	にんじん	乳用牛	豚	鶏
78	13	15	106	739	924	0	14	1677	146	58	72	23	1062	3657	885千

注) 資料：2015農業センサス、北広島市農業振興地域整備計画(20年)、農林水産統計年報(25～26年)、
乳用牛、豚、鶏は北広島市調べ(25年)

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

- (ア) 当市では、市民農園、いちご狩り等の観光農園や、直売所や市民農園が一体となった複合型施設があり、都市と農村との交流拠点となっている。
- (イ) 「北広島ふるさと太鼓保存会」の子どもによる伝承活動等、文化的活動も活発に行われている。
- (ウ) 当市の入込客は増加傾向にあるが、現況の体験・交流施設等のみでは対応が不十分な状況にある。このため、地域の農業者や関係者が協力して入込客の受

入体制を整え、併せて地域が主体となったグリーン・ツーリズム施設の整備を進めていく必要がある。

○体験・観光施設等の状況

(平成28年度)

体験農園	体験・交流施設	スポーツ・レクリエーション施設	観光施設	宿泊施設	その他
いちご/ブルーベリー農園 8ヶ所 4ha 市民農園 8ヶ所 7ha 乗馬体験 3ヶ所	交流施設 1ヶ所	テニスコート 2ヶ所 スキー場 2ヶ所 キャンプ場 1ヶ所 ゴルフ場 8ヶ所 パークゴルフ場 8ヶ所	旧島松駅通跡所	旅館 2軒	温泉 3ヶ所 直売施設 2ヶ所 庭先直売所 (期間限定) 12ヶ所

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動や賦存する美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、都市住民等に対して特産であるいちごの摘み取りを初めとした農作業、農産物加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等の余暇活動の場を提供する。また、農産物の販路拡大や農家の就業の場の確保を図り農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次のように進めることとする。

- ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。
- イ 都市住民等に農業・農村に対する理解の促進を図るとともに多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や地域に賦存する自然、文化等の多様な資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限活用する。
- ウ その整備が、農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等地区の農業や関連産業の振興に資するものとし、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。
- エ 整備を進めるに当たって、地区の農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。
- オ 地区住民の合意の下に創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。
- カ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業等体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターや施設の運営等を行う人材の育成を図る。特に、女性・高齢者の活用に配慮する。
- キ 地域の連携等による施設の合理的かつ効率的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農用地その他の農業資源の有する、農産物の生産、国土の保全、公衆の保健休養の場等の多面的な機能が十分発揮されるようにし、農用地、農業用施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について地域に固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を提供することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができる地域となるよう、土地利用の調整に努め、あわせて、都市計画との整合性を図るものとする。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

- (ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図る。
- (イ) 農業用施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。
- (ウ) 農家の住宅用地においては、生垣の植栽等により周囲の農村景観との調和を図る。
- (エ) 林地については、農村景観の中心となる防風林の保全や屋敷林の保全等を図る。
- (オ) 水辺地については、良好な農村景観を確保するために、親水機能の整備や周囲の景観との調和に配慮した農業用排水路の維持管理を図る。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

- (ア) 農村滞在型余暇活動を提供するために継続的に農作業の体験の用に供することが必要な農用地等として、観光農園又は市民農園（以下「体験農用地」という。）を設ける。
- (イ) 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地等として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽を図る。

(3) 土地利用に関する協定の活用

地域住民の合意のもとに農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能の増進を図るため、整備地区において土地の利用に関する協定の活用を図る。

協定においては、農用地の保全及び利用に関する事項を定めるとともに、農用地その他の農業資源の保健機能の増進に関する事項を定める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

第2で述べたように、現況の当市の施設のみで増加を続ける入込客に対応することには無理があるため、地域が主体となって受入への取り組みを進める必要がある。

したがって、本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、交流の基盤となる施設等の整備を進めることとする。

また、本地区の特産であるいちごを中心とした摘み取り農園等の体験農園、直売施設や加工体験施設の整備を進めるほか、農業に対する理解の促進を図るため、都市住民が滞在するための農業体験研修施設や農家民宿等の宿泊施設を整備する。

なお、整備地区は市街化調整区域であることから、都市計画との調整や地元商工業関係者との合意を図りながら、周辺における市街化を促進するおそれがない必要最小限度のものとする。

○農作業体験施設等の整備計画

施設の種類	位置	規模	機能	事業主体
農産物直売施設	共栄、南の里、輪厚、島松、三島	7棟	農産物、加工品の販売	農業者、農地所有適格化法人、及び農業団体
農産物加工施設・直売施設・ファームレストラン 一体	大曲	1棟	農産物の加工、加工体験及び販売、ファームレストラン	
ファームレストラン・加工施設 一体	輪厚	1棟	農産物を利用したレストランと農産物加工施設	
ファームレストラン	西の里、南の里、島松、輪厚	7棟	農産物を利用したレストラン・カフェ	
宿泊施設	富ヶ岡、輪厚	4棟	農作業体験等の提供・宿泊	
農産物加工施設・直売施設 一体	輪厚、島松	5棟	農産物の加工・直売施設	
農産物加工施設	輪厚	1棟	農産物の加工施設	

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 北広島市グリーン・ツーリズム協議会と連携し、誘客のためのPR活動やイベントの開催を行うとともに、サービス水準の向上、人材の育成等について連携した活動を展開する。
- (2) 農産物直売施設、農産物加工体験施設、体験民宿等宿泊施設等へ供給する農産物、食材について、施設の運営者と生産者組織による利用供給協定の締結を推進し、地域農産物の利用、販売促進とその安定供給を図る。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入込客の確保を図るため、イベント等の企画を効果的に行うとともに、インターネットを利用しての情報発信やマスコミ、交通会社、旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市住民との連携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、各種交流事業との連携を推進するとともに、消費者団体等との連携も進め交流を促進する。

3 他の市町村との連携活動の推進

他の市町村と連携し、都市住民への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報の交換等を行い入込客の増大に努める。

4 支援体制の整備

市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業改良普及センター、農業共済組合等の農業関係機関・団体で構成する北広島市営農指導対策協議会が指導・助言等を行い、農村滞在型余暇活動の機能の整備の円滑な推進を図る。

5 交流人口目標等

(1) 交流人口等の具体的な達成目標

都市農村交流施設等に訪れる入込客数の増大

達成目標	指標	平成29年度 (見込み)	令和4年度 (5年後)
グリーンツーリズム 交流人口の増大	体験施設及び宿泊施設、販売施設等の利用者数	624 千人	855 千人 増加率 137%

(入込客数の考え方)

本市は、札幌市に隣接し新千歳空港から札幌にかけて、鉄道、高速道路が縦断し、国道・道道の幹線道路も整備され、交通の要衝となっている。このような交通の利便性を生かし、野菜直売所やいちごの収穫体験などの観光農園が盛んに行われており、都市住民との交流が行われている。

また、「農業まつり」や札幌市などで行われる地産地消のイベントなど、農業をPRするための活動も開催され、交流が行われている。

計画の目標値には、本地区で農産物直売所を運営している施設、収穫体験を実施している農園の入込客数を基に、今後、新たな施設整備による増加を見込み入込客数を算出している。

(2) 都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成

本市の都市農村交流活動が持続的に実施され、地域の活性化につながる都市住民との交流に係る取組みを通じ、地域の担い手となる人材を確保していく。

また、観光農園、農産物直売所等の農業体験施設運営者が情報交換や運営の協力を目的

とする北広島市グリーン・ツーリズム協議会や関係機関と連携のもと、都市農村交流に関わる者の地域における各種体験活動の企画・施設運営等の能力を高めるための場を設けるなど人材の育成に努める。

附図

- 1 土地利用計画図
- 2 観光・農作業体験施設等の現況図
- 3 農作業体験施設等の整備計画図
- 4 地域森林整備計画対象民有林及び国有林位置図